

平成21年 7月21日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 利益の資本組入れが再び可能に

—21年4月会社法、会社計算規則改正で—

### ◎ 「利益の資本組入れ」とは

会社が増資する場合、通常は外部から資金を払込んで増資します。

しかし、新たな資金を導入することなく、過去から自社に蓄積された利益を振替えることによって資本金（商業登記簿に表示される法定資本）を増加させる方法が「利益の資本組入れ」です。

\*御社の決算書の貸借対照表を御覧ください。

最後の部分に「純資産の部」、「株主資本」（＝自己資本；株主の持分）の項目があります。

「株主資本」には「資本金」（＝法定資本）と「利益剰余金」（＝過去から自社に蓄積された利益）があります。

「利益の資本組入れ」とはこの「利益剰余金」の金額の一部又は全部を「資本金」に振替えることです。（資金等の移動は不要です。）

「利益の資本組入れ」を行っても、トータルでは「株主資本」は変わらず、実質的な財務状況は好転するわけではありません。

しかし、商業登記簿に表示される法定資本は多くの場面で会社の規模、財務状況の判断指標とされ、特に中小企業においては許認可、入札等の要件にもなります。容易に資金調達のできない中小企業にとって資金不要のこの増資方法は大変便利なものです。

### ◎ 「利益の資本組入れ」適用禁止（平成18年5月1日～平成21年3月31日）

平成18年5月1日、新たな「会社法」の施行により、それまで可能であった「利益の資本組入れ」による増資が認められなくなりました。（会社法旧会社計算規則48条1項）

これにより外部から資金調達のできない中小企業が自社の蓄積利益から増資する場合には、一旦、給与・配当の形で資金を払出し、株主等の課税所得（給与・配当）として税金を差引かれた後の資金を自社に戻し入れるという大変不合理な方法をとらざるを得ませんでした。

### ◎ 「利益の資本組入れ」復活（平成21年4月1日～）

このような実態や中小企業関連団体等からの要望を考慮し、平成21年4月1日施行の改正会社計算規則（25条1項）では従来どおり「利益剰余金」からの「資本金」への振替えが認められました。これにより容易に資金調達のできない中小企業にとって増資への道が再び大きく開かれたといえるのではないのでしょうか。